



令和 7 年度

由布市教育委員会の事務の管理
及び執行状況に関する点検・評価
(令和 6 年度執行) 報告書

令和 7 年 9 月

由布市教育委員会

報 告 書

由布市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成21年度（平成20年度分）から、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成、公表しています。

これは、教育委員会が自らの事務を点検及び評価することにより、効果的な教育行政を推進し、さらに住民への説明責任を果たすことを目的としています。

本報告書は、由布市教育委員会が令和6年度に実施した施策及び活動状況について、自己点検・自己評価の結果と外部評価委員による評価結果をとりまとめ、報告するものです。これらの結果は、本市の教育行政のさらなる推進に役立ててまいります。

令和7年9月

由布市教育委員会

令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価 (令和6年度執行) 報告書について

目次

1	制度の概要について	1
2	第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について	1
3	由布市教育委員会の点検及び評価について	2
4	点検及び評価の対象について	2
5	点検及び評価の方法	3
6	点検及び評価表の構成	4
7	点検及び評価を踏まえた今後の方向性	4

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価一覧表 5

1	教育基盤の形成	
I	教育委員会機能の向上	6
II	事務局機能の充実	8
2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進	
I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進	
①	確かな学力の向上	10
②	豊かな心の育成	12
③	健やかな体の育成	14
④	幼児教育の充実	16
⑤	由布市型人材育成教育の推進	18
⑥	特別支援教育の充実	20
⑦	生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	22
⑧	時代の要請に応じた教育の充実	24
II	信頼と協働による学校づくりの推進	
①	地域とともにある学校づくりの推進	26
②	学校職場環境づくりの推進	28
III	安全・安心な教育環境と教育条件の充実	30
IV	安全で快適な教育環境の充実	32
3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	
I	学びのための支援・体制づくり	36
II	学びと活動の充実	39
III	文化の薫るふるさとづくり	43
4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	
I	スポーツ関連施設の整備・充実	46
II	スポーツ団体の育成	47
III	スポーツ・レクリエーション活動の推進	48
IV	合宿の誘致	50
V	スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	52
VI	競技スポーツの振興	54

教育委員会の活動

教育委員会制度

(1)	教育委員会の制度の概要	56
(2)	教育委員会の構成	56
(3)	教育委員会の会議	56
(4)	教育委員の自己研鑽	59
(5)	教育委員のその他の活動	59

令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価 (令和6年度執行) 報告書について

1 制度の概要について

平成20年4月1日に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（法第26条第1項）と定められ、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする（法第26条第2項）とされました。

2 第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について

(1) 教育振興基本計画の趣旨

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育それぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、本市を担う次世代の育成に重点を置いた「由布市教育振興基本計画」を策定しています。

(2) 第2期由布市教育振興基本計画の期間

令和元年度から令和7年度までの7年間を計画年としています。

計画前半期での取組の評価と社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度に中間見直しを行いました。令和4年度からは、後半期として計画を実行しています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
基本計画	第2期由布市教育振興基本計画（令和元年度～令和7年度）						
			中間 見直し				
教育方針	策定・評価 (見直し)	策定・評価 (見直し)	策定・評価 (見直し)	策定・評価 (見直し)	策定・評価 (見直し)	策定・評価 (見直し)	策定・評価 (見直し)

(3) 由布市教育方針

第2期由布市教育振興基本計画に基づき、各年度において教育委員会が取り組む主要な施策を明らかにしたものです。具体的に教育行政の目標や方向性を示し教育に関する施策等を総合的、体系的に進めていくことを目指しています。

3 由布市教育委員会の点検及び評価について

由布市教育委員会では「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検評価実施要綱（平成21年教育委員会告示第2号）」に基づき、「令和6年度由布市の教育方針」を基に実施した取組について、自己点検及び自己評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、各分野からの意見、提言を受けられるよう、教育に関し学識経験を有する校長経験者、行政職員経験者など6名の評価者による外部評価を実施しました。その結果は「令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和6年度執行）報告書」をもって、市議会に報告するものとし、併せて、市民に公表します。

学識経験者の皆様からいただいた貴重な意見並びに点検及び評価による取組の成果と浮かび上がった課題を踏まえ、由布市のより良い教育の実現に向け取り組んでいきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

4 点検及び評価の対象について

（1）対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（2）対象事務

点検及び評価の対象は、由布市教育委員会の指針である「第2期由布市教育振興基本計画」の重点目標に即した取組として、令和6年度の主な施策、事業等としています。

5 点検及び評価の方法

(1) 点検及び評価にあたっては、施策、事業等の内容や質によって可能な限り定量的に評価するよう努めるとともに、今後の取組の方向性を示しています。

(2) 点検及び評価の評価基準については、以下のとおりとしました。

〈内部評価基準〉

- A：目標を上回る成果であった
- B：目標を概ね達成した
- C：目標をやや下回った
- D：目標を大幅に下回った

〈外部評価基準〉

- A：非常に効果的な事業で、目標を十分達成できた
- B：効果的な事業であった
- C：効果が薄く、有効性の低い事業であった
- D：実施する必要性の低い事業であった

(3) 教育委員会内での自己点検及び自己評価（内部評価）の後に、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する方のご意見をお聞きし、ご助言を頂きました。今回は以下の方々です。

【外部評価委員名簿】

氏 名	区 分	略 歴
井 元 教 夫	学 校 教 育	校 長 経 験 者
佐 藤 嘉 郎	学 校 教 育	校 長 経 験 者
山 本 悦 子	学 校 教 育	校 長 経 験 者
一 尾 和 史	社会教育・スポーツ振興	行 政 経 験 者
古 長 雅 典	社会教育・スポーツ振興	行 政 経 験 者
田 代 浩 樹	社会教育・スポーツ振興	行 政 経 験 者

6 点検及び評価表の構成

(1) 点検及び評価の対象項目

由布市教育振興基本計画に基づき、年度ごとに取り組む内容を具体化した「由布市教育方針」により対象項目を決定しています。令和6年度は、「令和6年度由布市の教育方針」に基づき「由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表」（5ページ掲載）の23項目としています。

(2) 方針の概要

令和6年度に実施した主な事業内容を記載しています。

(3) 方針達成状況（実績及び成果）

令和6年度に取り組んだ事業について、実績及び成果を記載しています。

(4) 課題

令和6年度に取り組んだ事業における課題を記載しています。

(5) 今後の取組

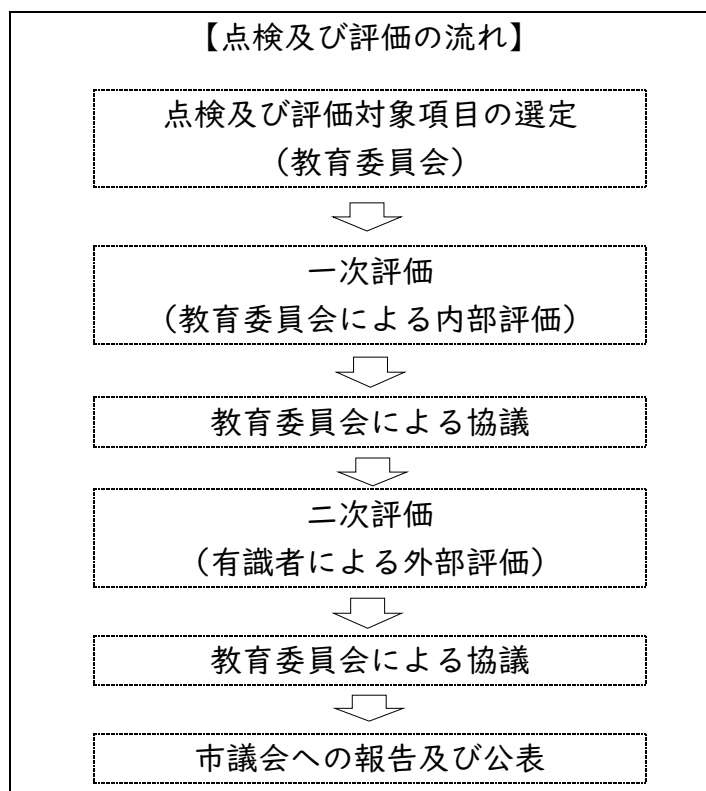
令和6年度の取組について、教育委員会内で自己点検及び自己評価した結果を踏まえ、今後取り組んでいく内容を記載しています。

(6) 内部評価

令和6年度の取組について、教育委員会内で自己点検及び自己評価した結果を記載しています。

(7) 外部評価

令和6年度の取組について、外部評価委員による評価結果及び助言等を記載しています。



7 点検及び評価を踏まえた今後の方向性

令和7年度（令和6年度執行分）の点検及び評価は「第2期由布市教育振興基本計画」の施策に基づいて行う6年目の評価となります。

すでに令和7年度がスタートし、各課において事業を進めていますが、6ページ以降に記述している外部評価委員からの意見をはじめ、今回の点検及び評価による成果と浮き彫りになった課題を踏まえ、最終年度を迎えた「第2期由布市教育振興基本計画」の確実な推進に努め、市民の期待に応える教育行政を推進します。

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表

基本施策	項 目		頁	担当課
Ⅰ 教育基盤の 形成	Ⅰ 教育委員会機能の向上		6-7	教育 総務課
	Ⅱ 事務局機能の充実		8-9	
2 生きる力を はぐくむ 学校教育の 推進	Ⅰ 3つの資質・ 能力の育成 に向けた 学校教育の 推進	①確かな学力の向上	10-11	学校 教育課
		②豊かな心の育成	12-13	
		③健やかな体の育成	14-15	
		④幼児教育の充実	16-17	
		⑤由布市型人材育成教育の推進	18-19	
		⑥特別支援教育の充実	20-21	
		⑦生徒指導、いじめ・不登校に係る 教育相談体制の充実	22-23	
		⑧時代の要請に応じた教育の推進	24-25	
	Ⅱ 信頼と協働 による学校 づくりの 推進	①地域とともにある学校づくりの 推進	26-27	
		②学校職場環境づくりの推進	28-29	
	Ⅲ 安全・安心な教育環境と教育条件の充実		30-31	教育 総務課
	Ⅳ 安全で快適な教育環境の充実		32-35	
3 人と人、人 と地域をつ なぐ社会教 育の推進	Ⅰ 学びのための支援・体制づくり		36-38	社会 教育課
	Ⅱ 学びと活動の充実		39-42	
	Ⅲ 文化の薫るふるさとづくり		43-45	
4 「スポーツ 振興」明る く元気な由 布の創造を めざして	Ⅰ スポーツ関連施設の整備・充実		46	スポーツ 振興課
	Ⅱ スポーツ団体の育成		47	
	Ⅲ スポーツ・レクリエーション活動の推進		48-49	
	Ⅳ 合宿の誘致		50-51	
	Ⅴ スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進		52-53	
	Ⅵ 競技スポーツの振興		54-55	

基本施策	I	教育基盤の形成
項 目	I	教育委員会機能の向上
【方針の概要】 ★教育に携わる全ての人や団体が互いに連携協力しながら子どもを育む活動に取り組む必要があります。市長と教育委員会は、総合教育会議において、それらの取組の充実をめざして市民の願いや思いをくみ取り、教育諸施策の実現に向け定期的に協議を行います。 ★近年の社会情勢を反映し課題が増加していることから、月1回の定例会に加え、緊急を要するものについては臨時会を開催し、教育に関する事務の適正な処理について必要な指導・助言・援助を行っていきます。 ★学校を始めとする所管施設への訪問や、各種会議、研修等に積極的に参加し研さんに努めます。 ★教育行政の着実な推進にあたって、構成員である教育委員と、執行行政機関である教育委員会事務局とが共通の目標に向かい、責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ★「由布市歴史民俗資料館」及び「由布市学校施設の更新計画・維持管理」を議題とした総合教育会議を開催しました。歴史民俗資料館については、現時点で候補として考えられる場所の調整及び展示物の見せ方を思案しつつ現存する資料などの整理を進めていくことを確認しました。学校施設の更新計画・維持管理については、学校施設長寿命化計画、照明のLED化、体育館の空調設備及び各施設の維持管理の4項目について議論し、長寿命化計画については現計画で中長期的に進めていくこと、照明のLED化及び空調設備については計画的に進めていくこと、維持管理については財政課と十分な協議を行った上で進めていくことを確認しました。 ★教育委員会については、月1回（計12回）の定例会と1回の臨時会を開催し、教育施策や事業の推進について議論しました。その中で、事務局に対し、教育に関する事務の適正な処理について必要な指導及び助言を行いました。 ★幼稚園及び小中学校並びに学校給食センター、また市内唯一の県立高校である由布高校に加え教育支援センター「コスモス」を訪問し、教育現場や施設の現状と課題の把握に努めました。また、教育委員関係団体の会議や研修会に参加し、自己研鑽に努めました。 ★教育委員と教育委員会事務局は、毎月の定例会等を通じ、良好な関係を築きながら情報交換を行い、忌憚のない議論をすることで、教育施策を公正かつ適正に執行しました。		
【課題】 市のひとつづくりの中心的な役割を果たす教育施策において、市長部局との連携を密にし、教育を取り巻く環境の変化にいち早く対応できるよう、漫然と慣例的に行われるような取組とならないよう、見直しを加えながら、研鑽し続ける必要があります。		

【今後の取組】

総合教育会議については、教育を行うための諸条件の整備等、重点的に講ずべき施策などについて、市長（市長部局）と協議、調整できるよう検討します。また、定例会など教育委員と教育委員会事務局の議論の場においては、課題等を含め最新の情報が共有できるよう努めます。

【内部評価：B】

総合教育会議を始めとする各種会議や学校訪問等を通じて、教育現場・施設等の現状や課題の把握に努め、教育委員会機能の向上を図ることができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

「第2期由布市教育振興計画（中間見直し）」に基づき、実効性をより高めるため、総合教育会議や教育委員会定例会・臨時会の適宜開催や教育現場・施設等の現状や課題の把握に努めるとともに、体育館の空調設備等の教育環境づくりに取り組んでいることは評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	I	教育基盤の形成
項 目	II	事務局機能の充実
【方針の概要】 ★教育・生涯学習は、行政の組織全般にわたって横断的に係るものであるため、関係部署との連携を密にし、施策・事業を推進します。 ★教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、その活動を担う職員の資質能力に負うところが多いことから、各種研修に積極的に参加し、その資質向上に努めます。 ★市民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していくことが求められていることから「第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」に基づいた、教育施策の総合的・計画的な推進を図ります。 ★主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、公表する市民への説明責任を果たすことはもちろん、信頼される教育行政を推進します。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ★スクールバスの運行や通学路の安全対策をはじめとした行政組織全般にわたる横断的な事業について、市長部局の関係部署と連携し、執行しました。 ★教育委員会事務局職員の資質向上のため、社会教育士の資格取得をはじめ、各種研修に参加しました。また、市職員としてのレベルアップを図るため、市長部局が主催、幹旋する各種研修に参加しました。 ★「第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」に基づき作成した令和6年度教育方針により施策の推進を行いました。また、第2期由布市教育振興基本計画の締めくくりとなる令和7年度に取り組むべき内容を示した教育方針を作成しました。 ★令和5年度教育方針に基づき、教育委員会の事務管理・執行状況に関する点検・評価を行い、市議会に報告するとともに報告書を公開しました。		
【課題】 教育を取り巻く複雑化した環境に対応するため、教育委員会事務局の対応力を強化する必要があります。そのためには、施策や事業については最新の情報をいち早く捉え、時代に即した展開をしていくことが求められます。		
【今後の取組】 ○各種研修等に積極的に参加し、市職員として、また、教育委員会事務局員としての資質向上に努めます。 ○令和8年度が始期となる第3期由布市教育振興基本計画の策定にあたり、目まぐるしく変化する社会情勢、教育を取り巻く複雑な環境に対応できる計画を策定します。		

【内部評価：B】

- 各種研修等を通じて教育委員会事務局の機能の向上を図ることができました。
- 第2期由布市教育振興基本計画に基づく施策及び事業の進捗管理並びに同計画の最終年度となる令和7年度に取り組むべき具体的内容を示した教育方針を策定しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

目まぐるしく変化する社会情勢、教育を取り巻く環境の複雑化、市民ニーズの多様に伴い、業務量が増加する中、次期教育振興基本計画策定に向け準備をしていることは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	①	確かな学力の向上

【方針の概要】

(1) 基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します。

①学習指導要領の確実な実施

②「わかる」授業の推進

★学びを実感するための「めあて」と「ふり返し」が明確な授業実践

③「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

★個に応じた指導の充実

★補充学習や家庭学習の充実

★他者と協働する学習の充実

(2) 組織的な授業改善に取り組みます。

①小学校教科担任制推進のための専科教員や指導教諭による授業改善に向けた授業観察等の指導・支援

②国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策

③児童・生徒の視点による授業評価の実施

④1人1台端末の効果的な活用に向けたICTアドバイザーによる支援

(3) 地域人材の活用に取り組みます。

①教員経験者や専門家を活用した授業の実施

②地域学校協働活動推進員及び地域人材活用指導員を活用した学校と地域の連携・協働体制の深化、地域協働活動の充実

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) ○学習指導要領に示された3つの資質・能力を意識した「めあて」「ふり返し」を位置付け、「わかる」授業づくりを実施しました。

○AIドリル※1等を活用して、個に応じた学習支援に取り組みました。

○小中学校とともに授業におけるロイロノート※2活用の頻度が非常に高く、主体的・対話的な学習が展開されています。

(2) 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導、管理職や指導教諭による授業観察や校内研究により、組織的な授業改善に取り組みました。

(3) 小学校では田植え・稲刈りや環境教育など、また、中学校では将来のまちづくりを考える際のゲストティーチャーとして、「由布学」※3を中心に、地域人材を活用した学びを実施しました。

※1 人工知能技術を活用して、児童生徒の理解度や習熟度に合わせて出題したり、解説したりする教材です。

※2 「GIGAスクール構想」により児童生徒に1台ずつ配布されたタブレット端末で使用するクラウド型授業支援アプリ（オンライン環境で動作する学習効果を高めるためのアプリ）です。授業中に自分の考えを書き出し、先生や他の児童生徒と共有したり、作品を蓄積したりすることができます。

※3 由布市の“ひと（地域人材）・もの（特産品等）・こと（歴史・現状）”を学ぶことを通して、由布市が抱える課題の解決を目指そうとする学問です。

【課題】

国や県学力調査、市独自の学力調査において、全国平均を上回っていない教科が一部の学年で見られます。

【今後の取組】

- 学習指導要領の3つの資質・能力に沿った「つきたい力」を明確にします。
- 学習の見通しを持たせ、意欲を高める「めあて」や追究すべき事柄を明確にする「課題」の研究と実践に継続して取り組みます。
- 自己の学びを認知するための「ふり返し」や学びの深まりを目指した「対話」の充実についての研究と実践に継続して取り組みます。
- ICTアドバイザーによる各学校への巡回訪問を実施し、教職員個々の授業改善とタブレット端末の効果的な活用を目指した研修に取り組みます。

【内部評価：B】

- 3つの資質・能力に対応した「めあて」「ふり返し」を位置付けた授業を実施することができました。
- 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導、管理職や指導教諭による授業観察や校内研究により、組織的な授業改善に取り組むことができました。
- 授業内容と連動した家庭学習やAIドリル等を活用して個別最適な学びの実現に取り組むことができました。
- 各種学力調査において、全国平均を上回る学年や教科数は、令和5年度と同程度でした。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 3つの資質・能力に対応した「めあて」「ふり返し」を位置づけた授業づくり、AIドリル等の活用による個別最適な学びの実現に取り組んでいることは評価できる。
- 授業力向上・ICTアドバイザー等による組織的な授業改善に取り組んでいることは評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	②	豊かな心の育成

【方針の概要】

(1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます。

① 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実

★考え、議論する道徳の授業の実践

★一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実

② 体験活動の推進

(2) 豊かな人権感覚の育成に努めます。

① 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進

★「人権・部落差別解消推進教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨にそった教育活動および教職員の研修の充実

★「部落差別解消教育」に向けた取組の調査

② 情報モラル教育の推進

③ 人権の視点に立った教育環境の整備

(3) 良好なコミュニケーション力の育成に努めます。

★「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化

★児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実

★Q-U調査（学校・学級生活満足度調査）※1の結果を生かした、良好な人間関係を目指す学級づくりの推進

★人間関係づくりプログラムの全校実施

(4) 読書活動の推進に努めます。

① 読書習慣の確立

★朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加

★司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用

★「図書通帳」の活用

② 学校図書室の充実と活用

★蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨

★社会教育課の「第2次由布市子ども読書活動推進計画」との連動

※1 子どもの学級における満足度や生活意欲等をアンケートによって調べるもので、年2回由布市内全ての小中学校で実施しています。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- （１）令和５年度道徳研究指定校（西庄内小学校）の公開発表会の研究成果の還流を通して、考え、議論する道徳の授業を小中学校において展開しました。
- （２）「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿った授業実践や教職員研修を実施しました。特に、由布市人権教育統一研修会においては、部落差別解消に向けた授業実践を行い、参加者間で学び合いました。
- （３）Ｑ－Ｕ調査の結果を生かした学級づくりや人間関係づくりプログラムを実施しました。
- （４）朝読書や全校一斉読書などを通して、読書の機会を拡充し、読書量の増加に努めました。

【課題】

道徳の授業実践や「人権・部落差別解消推進教育」の実践において、系統的で継続的な取組、保護者等への啓発を引き続き行う必要があります。

【今後の取組】

- 組織的な校内研修に継続して取り組みます。
- 市教研道徳部会や由布市人権・部落差別解消教育研究会の研究を各学校に還流します。

【内部評価：Ｂ】

- Ｑ－Ｕ調査や人間関係づくりプログラムを生かした取組が学校評価４点セット整理票※２にも位置付けられ、組織的な取組が見られました。
- 部落差別解消推進教育においては、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿った授業実践や教職員研修を実施することができました。

※２ 学校自己評価、保護者アンケート、児童生徒アンケート、外部評価の４つの視点から学校の教育活動や運営を多面的に把握し、改善に活かすための評価方法です。

内部評価基準：Ａ（目標を上回る）、Ｂ（目標どおり）、Ｃ（やや目標を下回る）、Ｄ（大幅に目標を下回る）

【外部評価：Ｂ】

- 道徳や人権教育の組織的な研修や授業実践が系統的・継続的に今後とも進んでいくことを期待する。
- 人権の視点に立った情報モラル教育のさらなる推進強化及び家庭・保護者の啓発に引き続き取り組んでほしい。

外部評価基準：Ａ（非常に効果的）、Ｂ（効果的）、Ｃ（効果が薄い）、Ｄ（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	③	健やかな体の育成
【方針の概要】 (1) 健康教育の推進を図ります。 ①児童生徒の生涯にわたる健康を目指す由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進 ②健康診断の充実と結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の取組の推進 ③ おし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の継続 (2) 「食育」を推進します。 ①「食育」に関する事業の展開 ★各学校の「食育推進計画」の実践 ★栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施 ②安全・安心な学校給食の推進 ★学校給食における食中毒や感染症を予防するための衛生管理の徹底 ★生産者とのふれあい等による地産地消教育の推進 (3) 学校体育の充実を図ります。 ①体育の授業の充実 ★体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成 ★指導者の研修や外部人材の活用 ★小学校体育専科教員の活用（連携訪問等による市全体の授業力向上） ②体力向上プランの実践 ★「1校1実践」による運動の習慣化・日常化に向けた取組の推進 ③部活動地域移行に向けた具体的な取組 ★いくつかの種目で部活動地域移行の先行実施 ★部活動地域移行に向けた具体的取組方法等について関係者協議 ★総合型地域スポーツクラブ等との連携		

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導及びフッ化物洗口を実施した結果、虫歯保有率が大幅に減少しました。
- (2) ○各学校で「食に関する指導の全体計画①②」を立て、実践を深めました。
○栄養教諭による食育実践、安全・安心な学校給食を実施しました。
- (3) ○体力・運動能力調査の結果、小中学校の児童生徒の体力は、握力やボール投げ種目でほとんどの学年が全国平均を上回りました。
○全ての小中学校において「1校1実践」の取組を推進しました。小学校では、体育委員の「休み時間は外で遊びましょう」の声かけにより、運動の習慣化・日常化に繋がりました。
○部活動地域移行に向け、協議会の開催や外部指導者の拡充を行いました。また、令和8年度からの休日における部活動地域移行の実現に向け、令和7年度の取組方法を協議し、決定しました。

【課題】

- 児童生徒の体力・運動能力調査の結果では、長座体前屈（柔軟性）、反復横跳び（敏捷性）で全国平均を下回る学年が多く、課題が残りました。
○休日の部活動地域移行に向け、関係者との協議を重ね、人材確保や環境づくりに取り組む必要があります。

【今後の取組】

- 学校歯科医と連携し、フッ化物洗口事業を実施していきます。
○体育専科教員の各校巡回訪問指導や「1校1実践」を実施し、課題解決に取り組めます。
○総括コーディネーター※1や関係機関と連携し、部活動地域移行の準備に取り組めます。
※1 部活動を地域のスポーツ団体等に段階的に移行する取組の中で、学校・地域団体・行政・指導者・保護者等をつなぎ、活動が円滑に進むように全体を調整・支援する役割を担います。

【内部評価：B】

- 歯磨き指導及びフッ化物洗口を実施した結果、虫歯保有率が大幅に減少しました。
○体力向上について、体育専科教員による巡回訪問指導や体育主任会（年2回）を開催し、市内で共通認識を持ち、課題解決に向けて同一歩調の取組ができました。また、「1校1実践」の取組も推進することができました。
○部活動地域移行に向け、定期的な協議会の開催や外部指導者を拡充することができました。また、令和8年度からの休日における部活動地域移行の実現に向け、令和7年度の取組方法を協議し、決定することができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 感染症・熱中症予防対策に配慮し、健康管理を優先した体力づくりの取り組みや活動時期・場所等見直しを引き続き努力されたい。
○部活動地域移行に向けた関係者による協議会の開催や外部指導者の拡充ができたことは評価できる。今後、休日における部活動地域移行の実現に向け取り組んでほしい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	④	幼児教育の充実

【方針の概要】

- (1) 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します。
- ①教育方針と指標を明確にした幼稚園経営と評価
 - ②園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動
 - ③特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の教育支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）
- (2) 幼稚園教育の充実を図ります。
- ①自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい、基本的な社会性を培う教育の充実
 - ②小1プロブレムの解消
 - ★アプローチカリキュラム（年長児）の実施と小学校との連携
 - ★架け橋期のカリキュラム※1の作成
- (3) 子育て支援を推進します。
- ①就学前保育「保育所（園）・こども園・幼稚園」と小学校の連携の推進
 - ②教職員や保育士の合同研修や交流活動
 - ③保護者と育みたい力の共有
- (4) 子育て教育相談の充実を図ります。
- ①園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談会の開催
 - ②預かり保育の拡充や保育園・こども園との交流会の促進

※1 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために必要な幼稚園5歳児クラスから小学校1年生にかけての2年期のカリキュラムです。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○重点目標や達成指標・取組指標を明確にした園評価4点セット整理票を作成し、保護者評価を基にした取組の検証も行いました。
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成等についての研修を進めました。
- (2) アプローチカリキュラム（年長児）について、小学校との連携を進めました。また、架け橋期のカリキュラムの作成が進み、幼児教育の理解が幼稚園・保育所（園）・こども園・小学校ともに進んできました。
- (3) 保育所（園）・こども園・小学校との協議会や研修会を開催しました。特に、4つのブロックごとに、保育参観や授業参観を通じた研究会を実施できたことは、今後、市内の園児理解を深める貴重な機会となると考えます。
- (4) ○就園や就学に向けての教育相談を実施しました。
- 預かり保育の拡充に向けて、預かり時間延長の取組を行いました。

【課題】

保育所（園）・こども園との合同研修や交流活動を更に推進しながら、「架け橋期のカリキュラム」の完成に向け、継続した取組をしていきます。

【今後の取組】

- 引き続き、研修を通した「架け橋期のカリキュラム」の作成に取り組めます。
- 完成した「架け橋期のカリキュラム」の効果的な活用方法や見直しの場の設定を行います。

【内部評価：B】

「架け橋期のカリキュラム開発会議」と「架け橋期のカリキュラム作成会議」の実施により、「架け橋期のカリキュラム」の作成が進みました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：A】

「架け橋期のカリキュラム開発会議」・「架け橋期のカリキュラム作成会議」を実施し、「架け橋期カリキュラム」の作成が進み、幼稚園・保育所（園）・こども園・小学校での幼児教育の理解が深まったことは、評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑤	由布市型人材育成教育の推進
【方針の概要】 (1) 幼・小・中・高を見通した資質・能力の育成を図ります。 ①校種間連携の強化 ②連携型中高一貫教育の推進 ★中高乗り入れ授業、中高合同教科部会を中心とした学力向上の取組 ★中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動を中心としたリーダー育成の取組 ★進路指導部会による由布高校進学希望者増員に向けた取組 ③小・中連携教育の推進 ④幼・保・小・こども園連携教育の推進 (2) 由布学を通した「課題発見力」「情報収集力」「情報発信力」の育成を図ります。 ①幼稚園教育、小学校低学年の生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間、由布高校の活性化事業の連動 ②幼・小・中・高で育てたい資質・能力系統表の活用 ③地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習 ④地域学校協働活動推進員及び地域人材活用指導員の活用 ⑤課題探究型の授業（「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」）の推進 ⑥情報発信の場（学習内容を報告、発信する場）の設定 ⑦地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を行える場の設定 ⑧「由布の学び検定」資料の活用 ⑨「由布の学び検定」受検の推奨 (3) 時代のニーズに対応した4技能統合型の外国語教育を推進します。 ①小・中学校にALTを配置し、4技能統合型の授業を展開 ②小・中学校外国語部会教員による授業公開 ③小学校外国語専科教員、中高英語科教員、ALTによる外国語教育推進プロジェクト会議 ④中学生、由布高校生を対象とした英語技能検定受験料の補助 ⑤由布高校における韓国語、中国語の検定受験料の補助 (4) キャリア教育を推進します。 ①キャリアノートの活用 ②体験活動をともなった体系的な指導 ★職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進		

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○連携型中高一貫教育の推進について、中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動、由布高校振興大会等を実施し、中高連携した取組を行いました。
○小・中連携、幼・保・小・こども園の連携を推進しました。
- (2) ○由布学を通じて、課題探究型の授業（「課題発見」、「情報収集」、「整理分析」、「情報発信」）を推進しました。
○「由布学チャンネル※2」を活用し、児童生徒の情報発信力の育成に取り組みました。
- (3) 中学校3年生、由布高校生を対象とした英語技能検定を実施し、受験料の補助を行いました。
- (4) キャリア教育の推進について、キャリアノートを活用し、取り組みました。

※2 小中学校、由布高校で取り組んでいる由布学の学びの様子を動画にまとめたものです。

【課題】

令和7年度入試（令和7年3月実施）において25人の定員割れが生じました。活動状況のPR不足が考えられるため、各種会の運営の仕方を工夫する必要があります。

【今後の取組】

- 由布市型人材育成事業の取組を継続していきます。
- 由布高校振興大会や由布高校生による訪問授業、また班回覧等を活用し、由布高校の各コースの取組の紹介を、児童生徒及び保護者に対し、継続して実施します。
- 由布高校のホームページの活用等、由布高校生の活動を市民に知ってもらうための工夫をします。

【内部評価：B】

- 各学校が由布学の学習の様子を動画にとりまとめ、由布学チャンネルを通し、その様子を紹介することができました。併せて、児童生徒の情報発信力の育成に取り組むことができました。
- 中学校3年生、由布高校生を対象とした英語技能検定を実施し、受験料の補助を行いました。
- 由布高校生による訪問授業や人材育成事業を通して、由布高校の取組が浸透してきました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 由布学を通じた課題探究型の授業の推進や由布学チャンネルを活用した学習の動画発信、及び児童の情報発信力の育成ができたことは評価できる。
- 由布高の進学希望者増に向けて、高校の特色を生かした取組み（神楽・観光コース等）を児童生徒・保護者に向け情報発信に取り組んでほしい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑥	特別支援教育の充実
【方針の概要】 (1) 特別支援教育についての研修の充実を図ります。 ①教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実 (2) 特別支援教育について関係機関と連携を図ります。 ①「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定と共有 ② 幼・保・こども園・小学校・中学校をつなぐ系統的・継続的な支援の実施 ③由布市相談支援ファイル「スクラム」の活用 (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します。 ①全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置 ②個別の事案を検討するケース会議の実施 (4) 発達障がいによる困りを抱えている児童生徒への支援に努めます。 ①特別支援員の配置等人的環境整備 ★一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施 ②教育相談の充実 ★通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回教育相談、専門家相談の利用の推進 ③スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）、指導主事による対応の充実 ★各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) 校内研修やチーム会議、市の特別支援教育研修を実施しました。 (2) 全ての学校で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」が策定され、個に応じた指導を実施しました。 (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心とした、校内支援体制を整備しました。 (4) スクールソーシャルワーカー（SSW）、特別支援相談員、指導主事による個別の対応を進めました。		
【課題】 困りを抱えている児童生徒への支援を充実させるため、特別支援に特化した職員研修を継続実施する必要があります。		

【今後の取組】

- 引き続き、組織的な教職員研修を実施します。
- スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、特別支援相談員、指導主事等による巡回訪問や担当者会議を実施し、各学校の特別支援体制を強化します。
- 幼稚園・保育所（園）・こども園の保護者を対象とした啓発活動を継続して実施します。

【内部評価：Ｂ】

- 特別支援員を対象とした職員研修を実施することができました。
- 支援が必要な児童生徒に対し、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を策定し、個に応じた指導を実施することができました。
- これまでの啓発活動の成果や教育相談の充実もあり、教職員及び保護者の特別支援に対する理解を深めることができました。

内部評価基準：Ａ（目標を上回る）、Ｂ（目標どおり）、Ｃ（やや目標を下回る）、Ｄ（大幅に目標を下回る）

【外部評価：Ａ】

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実及び特別支援に特化した職員研修を今後とも継続して実施されたい。
- 長年の啓発活動の成果や教育相談の充実もあり、教職員及び保護者の特別支援に対する理解が深まったことは評価できる。

外部評価基準：Ａ（非常に効果的）、Ｂ（効果的）、Ｃ（効果が薄い）、Ｄ（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑦	生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実
【方針の概要】 (1) 学校内の教育相談体制を確立します。 ①教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制の充実と「チーム学校」による迅速で組織的な対応（未然防止、初期対応の強化） ②スクールカウンセラーを配置した教育相談体制の充実 ③登校支援員を配置した1人1人に寄り添うきめ細やかな支援の実施 (2) 市の教育相談体制の整備、充実を図ります。 ①「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実 ②教育支援センター「コスモス」の充実を図り、不登校児童生徒の自立や学校復帰を支援 ③「地域児童生徒支援コーディネーター」による支援体制の構築		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) 各学校に教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制を確立し、専門家も含めたケース会議の開催など、「チーム学校」として対応しました。 (2) ○「由布市学校子ども支援センター」のスクールソーシャルワーカーや特別支援相談員、教育支援センター「コスモス」による専門的な支援を個別に行いました。 ○「地域児童生徒支援コーディネーター」が不登校生徒の居場所づくりや個別の支援を行ったことで、配置校のサポートルームを活用する不登校生徒数が増加しました。		
【課題】 ○小中学校の不登校児童生徒数が微増しています。 ○各学校、教育支援センター「コスモス」や関係職員と連携しながら、引き続き挟間地域の支援の充実を進める必要があります。特に、昼夜逆転や引きこもり傾向の児童生徒への対応が必要です。		
【今後の取組】 ○不登校の児童生徒の居場所づくりに継続して取り組みます。 ○教育支援センター「コスモス」の開室日5日間を継続実施します。 ○不登校児童生徒数の減少に向けて地域児童生徒支援コーディネーターを挟間地域に配置したため、教室復帰を目指して挟間中学校に登校支援員を継続配置して不登校対応にあたります。中学校1年生の新たな不登校を生み出さない対応をしていきます。		

【内部評価：B】

- 「由布市学校子ども支援センター」とスクールカウンセラー、学校、保護者の連携が図られ、いじめや不登校児童生徒に対する支援、教育相談を実施することができました。
- 登校支援員が配置されたことで、教室復帰できた生徒が増加しました。
- 「地域児童生徒支援コーディネーター」が不登校生徒の居場所づくりや個別の支援を行ったことで、サポートルームの利用者が増加しました。
- 組織的な取組の成果として、生徒指導上の問題行動等が減少しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

- 生徒指導、いじめ・不登校等に係る教育相談体制の充実とともに、1人ひとりに寄り添ったきめ細やかな指導を今後も期待する。
- 登校支援員が配置され、教室復帰できた生徒の増加や「地域児童生徒支援コーディネーター」が不登校生徒の居場所づくりや個別の支援を行ったことでサポートルームの利用者が増加したことは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑧	時代の要請に応じた教育の推進
【方針の概要】 (1) 情報教育を推進します。 ① I人I台端末を活用した教育活動の充実 ② 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成 ③ 論理的思考力や情報処理能力の育成を目指したプログラミング教育の充実 ④ 個人情報や著作権の保護など情報セキュリティの維持・向上 ⑤ 不登校や病気療養等により、特別な支援が必要な児童生徒に対する遠隔授業を活用したきめ細かな支援 ⑥ 個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供 ⑦ ICTを効果的に活用するためのノウハウの迅速な収集・分析 ⑧ ICTアドバイザーを活用した教職員研修の充実 (2) 持続可能な開発のための教育（ESD教育）を推進します。 ① 環境教育の充実を図ります。 ★「由布市学校エコ運動」の推進 ★各教科等における環境教育の取組の推進 ② 防災教育・安全教育の充実を図ります。 ★非常時の際、学校危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進 ★子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等での情報提供 (3) がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します。 ★生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成を目指し、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進 (4) 主権者教育・消費者教育を推進します。 ★主権者教育・消費者教育の積極的な取組の推進		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) ロイロノート等、タブレット端末を活用した授業に取り組みました。 (2) ○環境教育を教育課程に位置付け、積極的に取り組みました。 ○緊急時における保護者への児童生徒引き渡し訓練等、実際に想定した訓練を行いました。 (3) 体育・保健の授業で、がん教育・薬物乱用防止教育等の学習を深めました。 (4) 社会科の授業で、主権者教育・消費者教育の学習を深めました。		

【課題】

- ICTを活用した授業実践については、教職員個々のスキルや学校間に取り組の差があり、組織的な研修やサポート体制が必要になっています。
- 大雨等の災害が毎年のように発生していることから、非常時に対応できるよう、危機管理マニュアルに基づいた訓練や準備を継続して行う必要があります。
- 小中学校において、情報モラル教育の必要性があります。

【今後の取組】

- ICTアドバイザーによる各学校への巡回訪問指導を引き続き実施し、教職員個々の支援や各学校の情報担当者と連携し、校内研修を充実させます。
- 全ての小中学校で、危機管理マニュアルの見直しを始めています。令和7年度完了を目指し、全ての小中学校で研修を兼ねて取り組みます。
- 危機管理マニュアルに基づいた訓練を毎年行うなど、非常時に対応できる備えを行っていきます。
- 児童生徒への情報モラル教育の実施に加え、保護者への啓発も行います。

【内部評価：B】

- タブレット端末を活用した授業が全ての小中学校で積極的に実施できました。声を出して発表することが苦手な子も、自分の意見をロイロノートに書き込むことで、交流ができ、また、自分を出せる機会が増えたことで、対話的な授業に繋がりました。
- 非常時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアルに基づいた緊急時における保護者への児童生徒引き渡し訓練等、実際に想定した訓練を行うことができました。
- 体育・保健の授業ではがん教育や薬物乱用防止教育、社会科の授業では主権者教育・消費者教育の学習を深めることができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- ICTを活用した授業実践を行うとともに、今後も組織的な研修やサポートの充実に努力されたい。
- 気候変動・環境の激変する中、危機管理マニュアルを見直しつつ、それに基づいた防災教育や訓練や準備を今後も継続して実施されたい。
- 情報モラル教育の児童生徒への実施と保護者への啓発に力を入れて取り組んでほしい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	Ⅱ	信頼と協働による学校づくりの推進
	①	地域とともにある学校づくりの推進

【方針の概要】

(1) 情報共有を推進します。

- ①活動状況や学習定着状況の成果等の学校情報を広く公開（学校だより、ホームページでの発信・学校公開日等）
- ②学校の情報の迅速な共有（「ゆふぽ※1」による一斉メール、時間外の相談システム等）
- ③学校運営協議会における学校経営案、グランドデザイン※2、4点セットの共有

(2) 課題・ビジョンを共有します。

- ①育成を目指す資質・能力についての保護者及び地域との共有
- ②育成を目指す資質・能力の獲得に向けた保護者・地域それぞれの主体的な取組の推進

(3) アクションを共有します。

- ①学校・家庭・地域が連携した教育実践
- ②学校運営協議会委員、保護者、地域住民の学校の諸活動への参加
- ③地域行事・公民館活動との連動
- ④地域への広報

(4) 成功体験を共有します。

- ①学校運営協議会における成果・課題の共有
- ②保護者、地域への広報

(5) 信頼される学校づくりの推進

(ア) 特色ある学校づくりを推進します。

- ①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成
 - ★具体的な教育目標と具体的取組等を公表
- ②組織としての学校運営
 - ★全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）

(イ) 学校評価を推進します。

- ①教育活動の改善に生かす学校評価の実施と公表の推進

(ウ) 教職員の意識改革と資質・能力の向上を図ります。

- ①研修（県及び市主催）の充実
 - ★由布市教育研究協議会を中核とした、組織的・計画的な研修・研究活動の充実
 - ★県等が主催する各種研修会への積極的な参加
- ②校内研究の充実
 - ★学校の教育課題を明確にし、組織的・計画的かつ日常的な授業改善への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）
 - ★市教研の研究テーマとの連携を強化した校内研の推進

※1 由布市の公式アプリの名称です。

※2 各学校の教育理念や果たすべき役割を明らかにし、学校の目指す方向性を具体的に描いた経営全体構想です。

【方針達成状況（実績及び成果）】

（１）～（４）

○全ての小中学校において、学校運営協議会を開催し、最重点目標の共有を行いました。

○学校運営協議会員としての自覚を持ち、各自の得意分野を生かしながら、学校参画できる委員が増加しました。

○全ての小中学校で、保護者と最重点目標の共有を行いました。特に、東庄内小学校の学校運営協議会は、学校と地域が模範的な取り組みをしているとして、「コミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣賞を受賞しました。児童につけたい資質・能力を学校・家庭・地域が共通理解した後、学校近くに植樹して「学びの森」をつくり、同協議会のメンバーの指導による自然観察も実施しました。

（５）○学校グランドデザイン、学校評価等の情報を発信しました。

○学校評価の結果を基にした検証改善や令和７年度につなげる取組を行いました。

○学校運営協議会で熟議し、学校・家庭・地域がそれぞれ具体的な目標を持って取り組むことができるようになってきました。

【課題】

学校運営協議会の場合が学校からの報告のみに終わるのではなく、最重点目標を達成するための熟議の場となり、各自が自分事として参画できるように取り組む必要があります。

【今後の取組】

○学校運営協議会では、学校と地域が目標やビジョンを共有し、各委員が自分の強みを生かして取り組めるよう、さらなる熟議の場の工夫を行います。

○通信や学校ホームページ、由布学チャンネル等を通じて積極的な情報発信を行います。

【内部評価：Ｂ】

○全ての小中学校で学校運営協議会が開催され、最重点目標の共有をすることができました。

○学校グランドデザインや学校評価等の情報、評価結果を基にした短期検証改善や令和７年度に繋ぐ取組を行うことができました。

内部評価基準：Ａ（目標を上回る）、Ｂ（目標どおり）、Ｃ（やや目標を下回る）、Ｄ（大幅に目標を下回る）

【外部評価：Ａ】

○学校運営協議会を開催し、学校と地域が最重点目標を共有し、各委員の自覚が高まり主体的な参画が進んできたことは評価できる。

○地域へ向けた情報発信が行われ、情報共有ができていることは評価できる。

外部評価基準：Ａ（非常に効果的）、Ｂ（効果的）、Ｃ（効果が薄い）、Ｄ（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	Ⅱ	信頼と協働による学校づくりの推進
	②	学校職場環境づくりの推進
【方針の概要】 (Ⅰ) 安心・安全・協働の職場体制づくりを推進します。 ①校務支援システムやファイルサーバーの活用及び校務情報の電子化による効率的な学校運営の確立 ②外部人材や勤務実態改善計画を活用した働き方改革の推進 ③勤務時間の把握のシステム化による適正な勤務時間管理の徹底 ④安心して休める職場環境づくりのため教職員確保に向けた由布市版人材リストの作成		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○市教育委員会の担当者による支援や各学校での職員研修を実施することで、校務支援システムを活用することができるようになりました。 ○スクールサポートスタッフ及び学習支援員を対象学校へ配置しました。 ○各学校において業務改善実施計画を作成し、働き方改革推進のための取組が実施できるようになりました。 ○校務支援システムを活用し、勤務時間の把握を行いました。 ○教職員の確保に向け、由布市版人材リストを作成しました。		
【課題】 ○校務支援システムについては、教職員個々のスキルに差があるため、組織的な研修やサポート体制が必要です。 ○教職員の超過勤務時間については、減少傾向にありますが、業務改善実施計画を基にした各学校での取組の実施、部活動地域移行や外部人材の活用等により、超過勤務縮減に繋がる業務の改善が求められます。		
【今後の取組】 ○校務支援システムの効率的な活用に向けて、市教育委員会の担当者やICTアドバイザーによる個別支援や職員研修を実施します。 ○教職員の超過勤務時間を、校務支援システムを使って毎月把握します。 ○部活動地域移行について協議し、まずは休日の部活動指導時間の縮減に取り組めます。		
【内部評価：B】 ○市教育委員会の担当者による支援や各学校での職員研修を通して、校務支援システムを活用することができるようになりました。 ○各学校長が作成した業務改善実施計画を基に、働き方改革推進のための取組を実施できるようになり、教職員の超過勤務時間が減少しました。		

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○校務支援システムの活用ができるようになったことは評価できる。校務支援システムやファイルサーバーの活用及び校務情報の電子化を通して、今後も効率的な学校運営につながるように期待する。

○業務改善計画を基に各学校で取り組み、教職員の超過勤務時間が減少したことは評価できる。部活動の地域移行や外部人材の活用等により、働き方改革推進のための業務改善を期待したい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	Ⅲ	安全・安心な教育環境と教育条件の充実
【方針の概要】 (1) 学校施設や設備の整備・充実 ★安全性を最優先とした学校施設の改修・整備を計画的に行い、安全で快適な環境づくりに努めます。また、学校規模の考え方については、令和3年2月「由布市立幼稚園、小・中学校の規模及び配置の適正化基本方針」の中で示していますが、地域によっては小規模校が存在する一方、宅地開発等に伴う児童・生徒数の増加や支援を必要とする児童や生徒への対応のため、校舎や教室の整備が必要な学校も存在します。 幼稚園、小・中学校の現状や今後の児童生徒数の推移などを基に、令和4年度に挟間小学校校舎増築のための基本計画を策定し、令和6年度以降は造成工事や建築工事の着手を予定しています。 ★安全で安心な教育環境を保つために、空気や水質の専門的な環境検査を行い、機械設備の点検や保守の業務委託を実施するとともに、危険箇所の修繕・整備を行います。 ★教育環境づくりとして、快適な環境整備や適切な管理による施設の長寿命化に取り組み、老朽化により運用上支障がある校舎等を緊急度・優先度を考慮し、計画的な整備を図ります。 (2) 子どもたちの登下校等の安全を目指します。 ★登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、児童生徒が安全・安心に通学できるよう次の事に取り組みます。 1 危険箇所の調査・把握 2 通学路安全推進会議の開催 3 関係機関・団体との連携 4 地図システムを利用した効率的な情報管理		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) ○挟間小学校については、校舎増築に向けて用地の造成工事を行い、令和6年度末に本工事に着手しました。 ○安全で安心な教育環境については、空気及び水質の専門的な環境検査、貯水槽及び浄化槽の清掃・検査を実施しました。その他、遊具の安全点検、消防設備やプールろ過装置の点検、また学校警備を委託し、学校施設の安全及び維持管理に努めました。加えて、危険箇所や不具合箇所の点検、修繕を行いました。 (2) 各学校及び児童生徒の保護者に対し、通学路における危険箇所の聞き取り調査を実施し、令和6年度は新たに危険箇所8箇所を把握しました。把握した危険箇所については、警察や道路管理者等の各関係機関により構成する通学路安全推進会議において点検の依頼及び安全対策要望を行い、除草や道路の白線の引き直しなど対応が可能な箇所については早急に対策を講じました。対応が困難な箇所については、学校による児童生徒への安全指導を行いました。また、地図システムによる効率的な通学路の管理を行いました。		

【課題】

- (1) ○学校施設長寿命化計画策定時に捕捉できなかった水道管漏水や雨漏り等、また、計画策定後に徐々に劣化が進んだ箇所等の不具合について、修繕・復旧等の対応に苦慮しています。
- 学校施設の不具合箇所等の修繕・改善等については、限りある予算内での対応となり、緊急性の高いものを優先して実施しているため、積み残されているものが多々あります。そのため、学校には不便な状態を我慢してもらっている状況です。
- (2) 通学路については、地形的要件等で安全対策が施せない箇所、また、改善に時間を要する箇所があります。このような箇所については、学校による児童生徒への安全指導により安全を確保している状況です。

【今後の取組】

- (1) 学校の設備機器について、維持管理を適切に行い、経年劣化による不具合等は迅速に修繕等を行い、機能維持に努めます。
- (2) ○通学路の安全点検を実施し、学校、保護者及び関係部署と問題意識を共有しながら、現状の改善に向け、関係機関に働きかけを行います。
- 対応困難箇所については、学校に対し、児童生徒への安全指導の徹底を呼びかけます。

【内部評価：C】

- (1) ○挟間小学校校舎増築については、令和8年4月の供用開始に向け、スケジュールどおりに進んでいます。
- 学校の設備等については、優先度を見極めながら維持管理や修繕を実施していますが、予算が限られる中、必要性を感じながらも対応できていない案件が数多くあります。
- (2) 通学路については、児童生徒の安全を第一に考え、学校、保護者及び関係部署と連携し、改善に向け、関係機関に働きかけを行うとともに、学校に対し、児童生徒に対する安全指導の徹底を呼びかけています。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 限られた予算の中で教育現場の実態を把握し迅速に対応していることは評価できる。予算の問題もあるが、安全・安心の教育環境の整備及び児童生徒の登下校等の安全確保に引き続き努力されたい。
- 地域・保護者との信頼関係づくりに向け、関係機関と連携し安全・安心な環境づくりに引き続き取り組んでほしい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	IV	安全で快適な教育環境の充実

【方針の概要】

(1) ICTを活用した教育環境の整備

★時代の変化や社会情勢に対応した多様な学習を図るため、市立小・中学校の全ての児童生徒に学習端末を一人一台配備し、教育活動で活用されています。学校教育において児童生徒や教職員が安心してICTを活用するために、不正アクセスやコンピューターウイルス等に対し、十分な対策を講じることが必要です。教育委員会では、「由布市教育情報セキュリティポリシー」を策定し、必要に応じて見直しも加えながら、対策を講じていきます。

★ICTを活用した教育活動には学習端末やネットワーク通信機器が安定して稼働することが不可欠です。計画的に端末等の整備・更新を行い、快適な教育環境の整備に努めます。

★教職員が教育活動においてICTを活用できるようにデジタルスキルの向上を目的とした研修を行い、活用促進のサポートを行います。

(2) 教育環境の整備

★小中一貫教育制度とは、義務教育9年間を連続した教育課程ととらえ、児童生徒、学校、地域の実情等踏まえ教育の質をあげるため、小学校と中学校の教育を統合する制度です。「由布市立公立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」に従い、特色ある学校づくりを提案するとともに、利点や課題を整理しながら、導入の可能性について研究していきます。

★幼稚園の統廃合については、周辺の認定こども園や保育園との立地関係、保育室数や大規模改修等が今後必要かといった施設設備の状況、在園児数または今後の幼児人口の状況等を総合的にみて判断し、決定していきます。

★教育委員会が関係部局と連携しながら、幼児、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に努め、地域と学校が連携・協働することに努めます。

(3) 遠距離通学・通園に関する環境の整備

★幼稚園・小学校の統廃合等による統廃合先への通園・通学に関する環境を整備します。

★中学校の遠距離通学生に対し、スクールバスを運行する等、安全・安心な通学手段の提供に努めます。

★遠距離通学する児童・生徒のJRやバスの通学定期代の補助や、自転車購入費補助等を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

(4) 教育条件の整備

★子どもたちの誰もが家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう教育費の負担減を図り、安心して学校生活を送れるよう、市報やホームページを通じて支援制度の周知をし、利用を促進します。

1 学用品費や給食費など、経費の一部を援助する就学援助制度

2 学資の一部を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的とする市奨学金制度（貸与型奨学金制度／条件付返還免除型奨学資金制度）

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○「由布市教育情報セキュリティポリシー」に則った対策を実施しているかの確認のため、各学校で現地監査を実施し、必要な指導及び評価を行いました。また、小中学校の管理職及び情報担当者を対象とした情報担当者会議を計7回開催し、情報セキュリティ対策及び情報教育の推進に係る情報交換や調整を行いました。
- 小中学校の教職員を対象に、外部講師によるタブレット端末やアプリに関する研修を計7回実施し、デジタルスキルの向上を図りました。
- 令和2年度に導入したタブレット端末を令和7年度に更新するため、その円滑な更新と今後のタブレット端末の幅広い活用とスムーズな利用に向け、「端末整備・更新計画」、「ネットワーク整備計画」、「校務DX計画」及び「1人1台端末の利活用に係る計画」を策定しました。
- (2) ○小中一貫教育制度の導入については、制度を導入している先進自治体において現地視察研修を実施し、導入にあたっての進め方や注意点、また制度導入後の現状等を研究しました。
- 幼稚園については、令和6年度から阿南幼稚園を休園し、挾間地域2園、庄内地域1園、湯布院地域1園となりました。
- 幼児、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に向け、関係部局と連携するとともに、地域と学校が連携・協働するよう働きかけを行いました。
- (3) ○幼稚園及び小学校の統廃合等による統廃合先への通園・通学における環境整備として、スクールタクシーを運行しました。
- 中学校の遠距離通学生に対し、スクールバスを運行し、安全・安心な通学手段の提供に努めました。一方、中学生の利用がなくなっていたスクールバス大津留コースを廃止しました。廃止にあたっては、今後該当中学生の発生の見込みがないことを確認し、また地域との協議を十分に行いました。
- 遠距離通学をする生徒について、JRで通学する際の定期代や通学用自転車の購入費の補助を行いました。対象生徒（定期代補助3名、自転車購入費補助18名）に対する支援を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図りました。
- (4) 1 就学援助費については、小学生203名、中学生137名の計340名に給付し、特別支援教育就学奨励費については、小学生77名、中学生26名の計103名に給付しました。
- 2 ○学資の一部貸与について、奨学資金制度の修学奨学金に7名、入学一時金に1名の申込みがあり、新たに奨学金を貸与しました。そのうち新制度（市内の高等学校から大学等に進学する生徒に対する貸与）に係る申込みは4名でした。
- 奨学資金基金については、有価証券（国債）に換えて運用することで、令和5年度末の利息26,473円に対し、令和6年度末の利息は803,451円と大きく増額しました。
- 奨学資金の貸与基準が不明確であったことから、学力及び家計基準を新たに設けました。

【課題】

- (1) ○情報セキュリティ対策の水準を維持することが不可欠ですが、そのためには担当職員及び教職員の切れ目ない取組が必要となります。
○授業等におけるタブレット端末利活用の頻度は学校ごとに格差があるため小中学校全体としてのデジタルスキルの底上げが必要ですが、研修等の在り方について、通常業務に追われる教職員が参加しやすい形を模索していく必要があります。
- (2) 小中一貫教育制度の導入については、地域の特性や事情を十分考慮し、地域住民や保護者等と十分協議するとともに、市内の地域間の教育機会のバランスが保たれるよう配慮する必要があります。
- (3) スクールバスの運行については、バス運行会社の撤退や生徒数の減少により空席が多い路線が見受けられるため、運行路線の見直し等が必要です。
- (4) 学資の一部貸し付けについては、奨学資金の返還滞納者に対する滞納整理に注力する必要があります。

【今後の取組】

- (1) ○セキュリティポリシーの適正な運用や必要に応じた見直しを行い、セキュリティ対策の現地監査を継続して実施します。
○情報担当者会議を開催し、セキュリティ対策及び情報教育の推進に係る情報交換や調整を継続して行います。
○教職員のタブレット端末利活用の状況についてのアンケートを実施し、その結果をもとに必要な研修を企画します。そして、その研修に、より多くの教職員が参加できる効果的な研修方法を検討します。
- (2) ○小中一貫教育制度の導入の可能性について、制度を導入するにあたっては、地域住民や保護者等の理解を求められるよう、地域の特性や事情に見合った方針を立て、進めていきます。また、市内の地域間において教育機会の不均等が生じることのないよう努めます。
○令和6年度から運営が1園となった庄内地域の幼稚園の統廃合については、幼児人口及び今後の入園児の状況等を見定め、慎重に判断します。
- (3) スクールバスについては、利用頻度に見合った運行路線の見直しを検討します。
- (4) ○奨学資金の返還滞納者については、法的措置を含め、滞納整理の策を講じます。
○奨学資金制度について、市報、市ホームページ及び市公式LINEアカウントによる周知を行うとともに、対象となる生徒及び保護者に漏れなく行き渡るよう、中学校及び由布高校を通じて周知を行います。

【内部評価：B】

- (1) 「由布市教育情報セキュリティポリシー」の適正な運用に努め、学校と協働し、情報交換や研修を行うことで、情報セキュリティ対策の維持・向上ができました。
- (2) 令和6年度から阿南幼稚園が休園となったことにより、西庄内幼稚園に通園することになった園児に対し、スクールタクシーによる送迎を実施しました。
- (3) スクールバスの運行については、安全な運行を行うことができました。一方で利用頻度等を踏まえた路線の在り方の検討を行う必要があります。
- (4) ○教育費等の支援を行うことで、保護者の経済的な負担軽減を図り、子どもたちが平等に安心して教育を受けられるよう教育条件の整備に努めました。
○市報に加え、市ホームページ及び市公式LINEアカウントによる奨学資金制度の周知を行いました。
○奨学資金基金を有価証券に換えたことで運用収入が増額しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

- ICTを活用した教育環境整備がされたことは評価できる。引き続き情報セキュリティー対策や情報教育に取り組んでほしい。
- 就学援助費や特別支援教育就学奨励費の給付・奨学金の貸与等による経済的支援を行っていることは評価できる。今後も安全・安心な学校生活が送れるよう教育条件の更なる整備を期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
項 目	I	学びのための支援・体制づくり
【方針の概要】 (1) 学びのための体制・施設整備 ★社会教育や生涯学習を推進・支援する専門職員の適切な配置を行い、各種研修の機会を提供します。 ★市民が生涯にわたって自由に主体的に、相互学習を進めていくことができるよう、安心して利用できる学びの拠点施設を目指します。 ★地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。 ★市立図書館の利用状況の分析や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる利用しやすい図書館運営を目指します。 (2) 自治公民館活動の推進 ★各種研修の実施や先進事例の紹介、活動の促進につながるような情報を提供することで、自治公民館活動の活性化を図ります。 ★モデル自治公民館を選定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。 ★自治公民館の活動や整備に対する補助支援を継続して行います。 (3) 社会教育関連団体・社会教育支援団体への活動支援 ★団体が各種課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していけるように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。 (4) 学習情報の発信 ★学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、市報やインターネットを活用して多くの学習情報を幅広く迅速に効果的に発信するとともに、申し込みやすい体制をつくれます。		

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○文化振興の推進と充実を目的として、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング※1に挑戦しました。
○挾間公民館の地域の未来をひらく子どもを育てる取組が認められ、優良公民館として文部科学大臣表彰を受賞しました。
○市公式アプリ「ゆふぽ」から図書館貸出カードの登録ができるようにしました。
- (2) ○社会教育振興大会で、モデル自治公民館の取組事例の発表を行い、他の公民館活動に有益な情報提供をしました。
○モデル自治公民館として、喜多里と平石を認定しており、3年目の喜多里では、健康維持を目的に音楽にあわせたリズム運動や防災に関する講話等を行う活動を支援し、1年目の平石では、神楽や伝統行事（猪子）、地区行事を通じた地域の文化継承や世代交流等活動を支援しました。
○自治公民館に対して、活動や整備に対する補助を行いました。
- (3) P T Aや女性団体連絡協議会・青少年健全育成市民会議等の関連団体や支援団体に対して活動支援を行いました。また、学習機会の提供として、社会教育振興大会への参加を呼びかけました。
- (4) ○学習情報や団体情報が取得できる「まなびの情報誌」を各庁舎や公民館に配布するとともに市ホームページでも閲覧できるようにし、情報発信を行いました。
○各種講座の申し込みについては、スマートフォンから二次元バーコードを活用し、申込みができるようにしました。

※1 インターネットを介して、不特定多数の人から少額ずつ資金を募る資金調達手法のことで、個人や団体が実現したいプロジェクトを公開し、それに共感した人々から支援を集める仕組みです。

【課題】

- (1) 市公式アプリ「ゆふぽ」の認知度が低いため、利用の促進が必要です。
- (2) モデル自治公民館の認定期間終了後の活動に対する支援が必要です。

【今後の取組】

- (1) ○寄付の事業内容に賛同してくださった協力者の期待に応えられるような文化振興事業の推進と充実を図ります。
○市公式アプリ「ゆふぽ」を利用した図書館貸出カードの登録の促進を図ります。
- (2) モデル自治公民館へ活動内容の提案を行い、継続した活動に結び付けられるような体制づくりを構築します。モデル自治公民館の活動内容を他の地域に幅広く周知します。
- (3) 社会教育関連団体や社会教育支援団体に学習機会を提供します。
- (4) 読みたくなる・参加したくなるようなチラシづくりや、学習情報を取得しやすい環境づくりに努め、学習活動への参加を促進します。

【内部評価：A】

- (1) クラウドファンディングの寄付金で湯布院ラックホールに新しいセミコンサートグランドピアノを購入することができました。
- (2) モデル自治公民館としてふさわしい公民館活動の活性化の取組を支援できました。
- (3) 社会教育振興大会は多くの参加があり、社会教育委員及び社会教育関係者が一堂に会し、生涯学習の推進と社会教育の充実を図ることができました。
- (4) スマートフォンから各種講座への申込みができる体制づくりに取り組みました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

- 全額補助金を活用した前年の後藤檜根伝記本の発行に続き、クラウドファンディングにより、グランドピアノを購入するなど、市費を投じることなく有意な事業を行ったことは、賞賛に価する。
- 「ゆふぽ」からの図書貸し出しカードの登録や、スマホからの各種講座の申し込みなど、利用者の目線に立った取り組みができていることは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
項 目	Ⅱ	学びと活動の充実
【方針の概要】		
(1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実		
★社会的課題や学習ニーズに応じた講座・教室を実施し、参加しやすい学びの環境を整えます。		
★利用者のニーズを参考にしながら本の提供に努めるとともに、インターネット予約を行い、読みたい本をすぐに読むことのできる環境づくりに取り組みます。		
★生涯を通じた障がい者の学びを支援し、共生社会に向けて学びや交流の場を創出します。		
(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供		
★小・中学生を対象とした様々な体験学習プログラムを実施し、その中で直面した課題を解決することで、子ども自身の課題解決能力や自己肯定感を育みます。		
(3) 地域リーダーの育成		
★生涯学習事業には、地域の大人による学びの支援が重要であることから、人づくりや地域づくりに関わる地域活性の核となる人材の発掘と活用に努めます。		
★ジュニアリーダーや、二十歳の集い実行委員会など、自分たちで企画運営しようとする青少年団体の活動を支援し、自主的に取り組む姿勢や、社会参画に意欲をもつ人材を育成します。		
★令和5年度に庄内ジュニアリーダーが結成され、挾間・庄内・湯布院3地域で交流し、野外活動や集団活動、異年齢交流などの体験活動を通して、将来地域で活躍できる人材を育成します。		
(4) 地域協育の推進		
★地域学校協働活動に取り組む中で、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。		
★ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施し、子どもの居場所づくりや地域全体で子どもを育む体制づくりに努めます。		
★家庭教育講座や家庭教育サロンを実施する中で、子育て中の保護者同士のつながりづくりや、新たな視点・行動のきっかけづくりに努めます。		
★学校に地域人材リストを提供することで、様々な学びをコーディネートします。		
(5) 人権教育の推進		
市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題ととらえ、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組めます。		
また、「由布市部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針」にのっとり、部落差別解消におけた取組を推進します。		
★「人権講座」を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。また、各種団体が行う学習に対し、積極的に補助支援を行います。		
★地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、各団体等に差別や偏見に関する認識を深めるための学習機会を提供し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。		

★地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民の学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。

★「人権を大切にする市民会議」と連携し、差別の解消に向けて取り組みます。

(6) 子どもの読書活動の推進

第2期の方向性をより具現化するため、「第2次由布市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、各種施策の推進に取り組んできましたが、基本的な方針は継続しつつ、社会情勢の変化等を考慮し、これまでの取組における実績や利用状況等を踏まえ、本計画を推進するため、中間見直しを実施しました。大人も子どもも一緒になって読書活動を楽しめるよう、発達段階に応じた読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を推進していきます。

★小学校入学時に図書通帳を贈呈し、読書に親しむためのきっかけを作ります。

★子ども司書を養成し、活動や活躍する場を提供することで、子どもから子どもへ読書の輪を広げていきます。

★学校図書室をはじめ読書活動関係者との情報共有を密にし、連携を促進します。

★ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。

★こども園・幼稚園・小学校等へ市立図書館の蔵書を貸し出す「出前図書館（にじいろゆうびん・あおぞらゆうびん）」を実施します。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○受講者のニーズや社会的課題に応じた公民館講座の開催に努めました。
○障がい者の学び支援事業を実施し、一部土曜日・夏休み期間中の開催を行い、障がいのある方及び由布市ジュニアリーダースクラブなどのボランティアに関心のある方が多く参加できるよう、学びと交流の場を創出しました。
- (2) 社会教育課の事業において、子どもたちに自然・文化・スポーツ・工作・プログラミング・視聴覚などの体験活動の機会を提供しました。
- (3) ○社会教育士の普及啓発に努めるとともに、地域人材の登録、派遣等を通じて、地域づくりの核となる人材の活用と連携を行いました。
○青少年リーダーの定期的な活動の支援と地域間交流を促進するとともに、地域の団体などと連携した取組を行いました。
- (4) ○中学校区ネットワークにより、地域人材を学校へ派遣する学校支援活動や学びと体験を提供するゆふの寺子屋、家庭教育講座やサロンを実施し、様々な学習や体験の機会を提供しました。また、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的実施の推進から、学校・地域・家庭の問題解決に取り組みました。
○地域人材活用指導員及び地域学校協働活動推進員が各学校の学校運営協議会（CS）に任命され、それぞれの地域や学校の特色、また実情に応じた地域と学校の連携・協働の推進に取り組み、特に東庄内小学校の活動が認められ、文部科学大臣表彰を受賞しました。
- (5) ○コロナ禍以降実施していなかった市民向けの人権講座を実施し、「人権基礎と部落差別問題」、「男女共同参画とアンコンシャス・バイアス」、「性的少数者の人権」について学習機会を提供しました。
○中学校、人権・部落差別解消推進課と協働して中学校3年生に向け、部落差別問題をベースにした人権学習を実施しました。
- (6) ○図書館の蔵書の出前団体貸出を行い、幼稚園・保育所（園）・こども園を対象とした「にじいろゆうびん」、小学校を対象とした「あおぞらゆうびん」を実施しました。また、多様な子どもたちの読書機会の確保として、小中学校の支援学級を対象としたバリアフリー図書団体貸出を実施しました。
○読書が身近になるよう、子ども司書の養成やボランティアによる定例の読み聞かせなどの取組を行いました。
○第2次由布市子ども読書活動推進計画の推進と進捗管理を行うとともに、第3次由布市子ども読書活動推進計画を策定するため、社会教育実態調査を実施しました。

【課題】

- (1) 各種講座において、子どもや高齢者以外の中間世代の参加が少ないことが問題点です。
- (2) 個性の違いを尊重した宿泊等各種体験活動の工夫が必要です。
- (3) 地域で活動している青少年リーダーの活動機会の提供と人材の発掘が必要です。
- (4) 地域協育に携わる地域人材（ボランティア）の確保と高齢化が懸案となっています。
- (5) 幅広い世代に浸透する人権問題や差別に対しての講座の内容の考案が必要です。
- (6) 保護者を含めた家庭全体の読書習慣と読書の質の向上が課題です。

【今後の取組】

- (1) 受講者のニーズと社会的課題、多世代で参加できる講座の実施に努めます。
- (2) 個性の違いを尊重した「生きる力」を養う体験活動の提供に努めます。
- (3) 由布市青少年リーダーの活用と地域活性化のための人材育成の促進に努めます。
- (4) 地域の団体や学校等と連携し、ネットワーク強化に取り組みます。
- (5) 各団体、企業、中学校等、多くの分野に対して学習機会を提供します。
- (6) ○家庭や学校での読書活動の活性化と、お茶の間サロンや小学校の支援学級への出前団体貸出の拡大に取り組みます。
○第2次由布市子ども読書活動推進計画の推進と進捗管理を行います。また、学校や読書関係者と連携し、第3次由布市子ども読書活動推進計画の策定に取り組みます。

【内部評価：B】

- (1) 障がいのある方の学びを支援するため、福祉課、人権・部落差別解消推進課と連携し、社会教育講座を開催しました。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことから、規模縮小で開催していた体験学習等を通常開催とし、学ぶ機会の充実を図ることができました。
- (3) 由布市ジュニアリーダースクラブが結成され、全地域の青少年リーダーの地域間交流が活性化され、活動と研修の充実を図ることができました。
- (4) 地域学校協働活動やゆふの寺子屋など、計画に基づいた事業を行うことができました。
- (5) 各種研修会や学習会を実施し、計画に基づいた事業を行うことができました。
- (6) 各種事業について、概ね計画に基づいた事業を行うことができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 3地域のジュニアリーダが連携して活動するための「由布市ジュニアリーダースクラブ」が結成されたことは評価できる。今後、活動や研修を通して、より一層の地域間交流が活性化することを期待する。
- 目標に達していない読書活動の推進について、更なる取り組みに努めていただきたい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
項 目	Ⅲ	文化の薫るふるさとづくり
【方針の概要】 (1) 文化財・伝統文化の保存と継承 文化財の保存や活用、郷土芸能など地域に根ざした伝統的な文化活動は市民共有の財産であるとともに、市の魅力を形成するものとして、次世代に引き継いでいく必要があることから、こうした文化財等を保存・活用・継承する取組を進めていきます。 ★文化財調査委員会と連携し、指定文化財の保存整備、新たな指定、公開など、文化財の保護と活用を推進するとともに、文化財パトロールを実施し文化財の適正保全に努めます。 ★指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。また埋蔵文化財包蔵地における開発行為に対し、適切な指導を行います。 ★文化財は市民共有の財産であるという認識を持ち、次の世代へ伝えていくために、文化財の保存・活用を目指し、将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めることを目的に、「由布市文化財保存活用計画」策定に向け調査研究を行います。また、その拠点となる「由布市歴史民俗資料館」の資料を分類し、今後のあり方について調査・研究を行い、計画の拠点となる施設として積極的な整備及び活用を図ります。 ★文化財行政の将来を担う人材の育成を大学との連携により推進するとともに、企業や研究機関と連携・協力し、文化財の保護・保全及び新たな価値を引き出します。 ★市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行うことで市民の文化財や地域の文化、伝承への興味・関心を高められるよう努めます。 (2) 学習機会の提供 ★子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。また、子どもたちが学習してきた力を試せる場として、市内小中学校、高校と連携して「由布の学び検定」を実施します。 ★学校等で出前講座を行い、地域の歴史文化資源をいかした学習を推進します。 ★子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するために「ふるさと探検部」を組織し、活動に取り組みます。 (3) 芸術・文化活動への支援 ★市内で活動する、芸術・文化団体を支援し、活動機会等の情報提供に努めます。 ★ならねっ子まつりや、偉人マンガを通じて、由布市出身の児童文学者「後藤檜根」の功績を市の文化財産として大切に後世に引き継ぎ、児童文化の振興を図ります。		

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○文化財のパトロールを行い、保存状態を確認しました。
○由布院幼稚園の倉庫に保管していた民俗資料を移設し、適切な保管・整理を図りました。
- (2) ○「由布の学び検定」は、検定前に市公式アプリ「ゆふぽ」に練習問題を掲載し、歴史や文化を集中的に学べる機会を提供し、また、学校ごとで受験する団体受験も浸透し、受験者数が増加しました。さらに、知識の定着を図るため、検定後の「こたえ巡り」ツアーを実施しました。
○小学生を対象に、「ふるさと探検部」を2回実施し、ふるさとへの愛情やふるさとの良いところが発見できるよう、地域の歴史や工芸品についての学習を行いました。
○キリシタン・南蛮文化遺産の活用を目的に、県内6自治体で構成する協議会で、子ども親善大使に由布市のキリシタン文化現地研修を行い、学ぶ機会の創出をしました。
- (3) ○文化団体の公演、展示等の支援を行うとともに、生涯にわたって生きがいや魅力ある学習機会を提供しました。
○「ならねっ子まつり」では、俳句やふるさとをテーマにしたエッセイの作品を募集し、表彰を行いました。特に俳句作品では前年を上回る応募がありました。また、児童文学の発展に尽力した郷土の偉人である「後藤檜根」の功績をまとめた本を新たに作成しました。
○クラウドファンディングを活用し、湯布院公民館のピアノの買い替え及び文化事業振興のための資金調達を実施したところ、目標額を上回る支援により、令和7年度の文化振興事業に活用可能な財源となりました。

【課題】

- (1) 歴史民族資料館の資料整理や令和7年度から令和10年度にかけて「文化財保存活用地域計画」策定のための、専門的な知識を有する人材の確保が懸案です。
- (2) 地元の地域史を知る人材が減少傾向にあるため、年間を通じた学習機会の提供が困難となることが予想されます。
- (3) 新たに作成した「後藤檜根」の本の小学校の授業での活用や、「由布学」を通じたマンガ本等の資料のさらなる活用促進に改善の余地があります。

【今後の取組】

- (1) 歴史民俗資料館の資料について、文化財調査委員や大学等と連携して適切な管理・保存に努めます。また、令和10年度に「文化財保存活用地域計画」の認定に向け、市内全域の文化財・文化資源の調査を行います。
- (2) ○市の歴史や文化を継続して学習することができるよう、市公式アプリ「ゆふぽ」に問題を掲載し、また、SNSや「由布学チャンネル」を活用し、解説動画等を掲載することで、楽しく学べる機会を提供します。
○ふるさと探検部を通じて文化や歴史を学ぶことで、郷土愛を育みます。
○キリシタン文化を活用し、地域振興や観光振興の活性化につながる取組を進めていきます。
- (3) ○「ならねっ子まつり」の継続的な開催や「後藤檜根」のマンガ本及び新規作成した資料本の活用・拡大を図ります。
○クラウドファンディングによる文化振興に充てる寄付金を有効活用し、子どもたちに上質な音楽に触れる機会を設けるため、親子コンサートやピアノコンクール等の文化振興事業を実施します。

【内部評価：B】

- (1) 歴史民俗資料館外に保管されている遺物の整理・分類を行い、適切な管理を行いました。
- (2) ○「由布の学び検定」は、検定前に集中的に学べる機会を提供することで、受験生の一貫した検定への取組を推進することができました。また、検定後に「こたえ巡り」ツアーを実施し、知識の定着化を図ることができました。
○キリシタン文化現地研修を由布市で開催することで、子ども親善大使を通じて、由布市の歴史や文化をPRすることができました。
- (3) ○芸術・文化団体への活動の支援を行いました。
○「ならねっ子まつり」では、俳句やふるさとをテーマにしたエッセイの作品を募集し、表彰を行いました。特に俳句作品では前年を上回る応募がありました。また、児童文学の発展に尽力した郷土の偉人である「後藤檜根」の功績をまとめた本を新たに作成しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 順次遺物の整理、分類を行っていることは評価できるが、残された文化財についても早急に適切な保存がされるよう努力されたい。また、社会教育の観点から市民に、展示できるような環境づくりの検討を進めていただきたい。
- 「由布の学び検定」は受験者数が増加しており、更に「こたえ巡り」ツアーを実施しているなど、努力が評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	I	スポーツ関連施設の整備・充実
【方針の概要】 ★スポーツ施設の適正な維持管理に努め、市民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動ができるように必要性、緊急性を考慮しながら公共施設等総合管理計画に沿って環境整備に努めます。 ★令和元年5月から大分都市広域圏連携で運用が開始された、公共施設予約システムによって利便性が向上しました。本年度も、引き続き支払い方法のキャッシュレス化やペーパーレス化に向けたシステムの構築に向けて調査・研究を行います。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ★環境整備については、必要性、緊急性の高い順に次の改修工事を実施しました。 ・庄内硬式野球場ラバーフェンス設置工事（ベンチ部分） ・挟間B & G海洋センタートイレ洋式化及び総合管理基盤等改修工事 ★公共施設予約システムによる施設の予約率が年々高まる中、キャッシュレス決済を導入し、施設予約がインターネット上で完結できる仕組みを構築しました。 令和元年度 9.5% 令和2年度 21.7% 令和3年度 22.0% 令和4年度 21.0% 令和5年度 26.1% 令和6年度 29.0%		
【課題】 多くのスポーツ施設が老朽化しており、計画的な改修に取り組む一方で、利用者の利便性の向上や安心・安全を確保するため、スポーツ施設のトイレの洋式化や芝の張り替え等の施設整備が必要です。		
【今後の取組】 スポーツ施設の老朽化については、公共施設等総合管理計画に基づき、改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。トイレの洋式化や芝の張り替え等の施設整備については、必要性を考慮しながら段階的に改修工事を行い、施設の機能の充実に努めます。		
【内部評価：B】 ○挟間B & G海洋センターのトイレの洋式化等により、挟間小学校の水泳授業による児童やその他の利用者の利用の快適化及び安心・安全の確保に繋がりました。 ○公共施設予約システムのキャッシュレス化により、手続きのペーパーレス化及び利便性の向上に繋がりました。		
内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）		
【外部評価：B】 ○スポーツ施設の老朽化が進んでいることは深刻であり、「公共施設等総合管理計画」や実施計画に沿って、着実に進められたい。 ○施設の予約等利便性向上のため、「公共施設予約システム」の更新を行ったことで、更なる予約率の向上が期待される。		
外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）		

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	Ⅱ	スポーツ団体の育成
【方針の概要】 市内の3地域に「総合型地域スポーツクラブ」があり、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を提供する役割を担っています。また、競技スポーツの技術力の向上を目的とする「スポーツ協会」や、専門的な技術や知識を有した経験者で組織された「スポーツ推進委員協議会」、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を目的とする「スポーツ少年団」があります。 ★各スポーツ団体の育成に向けて、それぞれの団体に適した研修会や競技大会を開催するとともに、活動に関する情報発信に努めます。これからも多世代、多種目、多志向に対応した活動、また、部活動との連携も視野に入れながら、連携を図っていきます。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 各スポーツ団体の活動については、スポーツ教室や競技大会、体験教室等の活動を例年どおり実施しました。併せて、各スポーツ団体への会員募集の広報を行いました。		
【課題】 各スポーツ団体が充実した運営や活動を継続できるよう、また、中学校の部活動地域移行に対応するため、各スポーツ団体の指導者を確保し、体制の強化を図ることが必要です。		
【今後の取組】 ○各スポーツ団体やスポーツ推進委員と連携し、各種活動の支援及び指導者の育成と確保に努めます。 ○中学校の部活動地域移行に対応するため、学校教育課と連携し、各スポーツ団体や中学校と情報共有を図り、定期的な連携協議に取り組めます。		
【内部評価：B】 ○スポーツ教室や競技大会、体験教室等の開催や研修会の受講により、各スポーツ団体の指導者の育成に繋がりました。 ○中学校の部活動地域移行について、「中学校部活動地域移行連携協議会」を4回に渡り開催し、現状の把握や課題について関係団体と情報共有を図ることができました。		
【外部評価：B】 ○各種スポーツ団体の連携により、様々なスポーツ大会が開催されていることは評価できる。引き続きスポーツ団体活動の支援や、指導者の育成に努力されたい。 ○中学校の部活動地域移行に対応するため、協議会を設置することにより、関係団体と情報共有が図られたことは評価できる。		

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	Ⅲ	スポーツ・レクリエーション活動の推進
【方針の概要】 ★「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「介護予防」の達成に向けて幼児期から高齢期までのライフステージに応じた運動を継続的に行うことで、生涯にわたり健康的な生活が送れるよう、世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 ★子どもから高齢者までの世代を問わず一緒に取り組める「ニュースポーツ※1」（軽スポーツ※2・やわらかいスポーツ※3）は、楽しみや喜びを生み出し地域の活性化に繋がるため、ニュースポーツの普及を図ります。 ※1 誰でも気軽に楽しめ、体力や年齢に関係なく参加できるスポーツの総称です。 ※2 ルールが簡単で、体への負担が少なく、老若男女問わず誰でも気軽に楽しめるスポーツの総称です。ニュースポーツと同じような意味です。 ※3 ニュースポーツやレクリエーションスポーツのことで、誰でも気軽に楽しめるように、ルールや道具が工夫されたスポーツを指します。勝敗にこだわらず、運動を楽しみ、健康増進や交流を目的とすることが一般的です。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ★総合型地域スポーツクラブが開催する様々な世代が参加できる教室やイベント等の活動について、市報への掲載や全戸配布等により情報提供を行いました。 ★行事やイベント開催時に、各世代が一緒に楽しめるモルック※4やシャッフルボード※5等の体験教室を開催し、ニュースポーツの普及を行いました。 ※4 地面に立てた12個のスキットルと呼ばれる木製のピンを、モルックと呼ばれる木製の棒を投げて倒し、得点を競う競技です。ルールはシンプルで、誰でも楽しむことができます。 ※5 細長い棒（キュー）で円盤（ディスク）を押し出して得点を競う、誰でも楽しめるスポーツです。		
【課題】 「健康立市」を支えるため、スポーツ・レクリエーション活動に取り組みながら、誰もが気軽に参加できる環境の整備や誰もが楽しめるニュースポーツの普及や情報提供が必要です。		
【今後の取組】 ○総合型地域スポーツクラブや他のスポーツ団体が開催するスポーツ・レクリエーション活動について、市報や市ホームページ等で情報提供を行います。 ○多世代が参加する行事やイベント開催時にニュースポーツの体験教室を開催し、その普及に努めます。		
【内部評価：B】 各スポーツ団体が開催するスポーツ・レクリエーション活動の情報提供を行うとともに、行事やイベント開催時の体験教室を通じて、ニュースポーツの普及を図ることができました。		

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

総合型地域スポーツクラブとの連携により、学校等へスポーツレクリエーション活動の情報提供を行うなど、「ニュースポーツ」の普及に取り組んでいることは評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	IV	合宿の誘致
【方針の概要】 ★湯布院スポーツセンターは、昭和42年に当時の日本体育協会によって整備された施設で、令和6年には開設から57年を迎えます。コロナ禍前に比べて利用団体は増加傾向にありますが、これまでスポーツ大会や強化合宿等で利用していた団体に対して、引き続き合宿の誘致を行います。 ★湯布院スポーツセンターの利用率向上に向け、由布市内のスポーツ団体はもとより、小・中・高等学校に対して校外授業等による施設の利用を呼びかけます。 ★国際大会に日本代表として出場する団体の合宿や、キャンプ地としての誘致を引き続き行います。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○湯布院スポーツセンターの宿泊利用者数は令和5年度を上回り、コロナ禍前の実績に戻りつつあります。 ・令和5年度 延べ4,339人 ・令和6年度 延べ5,993人 ○合宿誘致事業として、ライフル射撃の韓国代表チームと明治大学射撃部が大分県立庄内屋内競技場を練習場として合宿を行い、イベントや親善試合を通して競技力の向上に努めました。 ○湯布院スポーツセンターの活性化を考えるため、市職員による検討会を開催し、今後の在り方について討論を重ねました。		
【課題】 湯布院スポーツセンターの宿泊施設は老朽化が進み、宿泊棟のトイレの洋式化やエアコン設備の設置、食事の提供業者の確保など、宿泊施設の継続が困難な状況であり、大規模改修等の検討が必要です。		
【今後の取組】 ○ラグビーやサッカー競技の継続した強化合宿の誘致、アーチェリー競技の継続した使用の誘致をするとともに、他の団体の誘致や利用の促進に努めます。 ○大規模改修等を念頭におきながら、新たな要素を兼ね備えた湯布院スポーツセンターの今後の在り方について、協議や研究を行います。		

【内部評価：B】

○施設の老朽化や食事の提供が不安定な状況の中、スポーツ競技団体や県内外の高校の合宿を誘致することができました。

○湯布院スポーツセンターの在り方について、民間事業者のノウハウを活用しながら、新たな方向性づくりに取り組むことを決定しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

湯布院スポーツセンターの老朽化が進む中で、宿泊利用者数が増加しており、誘致の努力は認められる。併せて、老朽化した施設の今後のあり方を早急に検討された

い。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	V	スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進
【方針の概要】 ★日頃の練習成果を発表する場としてスポーツ大会を開催し、参加者相互の親睦を図ります。 ★各地域で開催されるスポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。 ★ニュースポーツを導入しながら、多くの市民が参加できるようスポーツ交流活動の推進に努めます。 ★第78回国民スポーツ大会（SAGA2024国スポ）の県外開催地として大分県立庄内屋内競技場、湯布院スポーツセンターを使用するため、来県者とのスポーツ交流活動の推進を図ります。 ★「ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会」は、会場を2019年から湯布院スポーツセンターに変更して開催しています。今後も環境整備等を行い、充実した大会となるよう支援を行います。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○「由布市風の子マラソン大会」や社会教育課と合同で開催した「わんぱくサマーチャレンジwithBG塾」など子どもを中心とした様々な世代が参加できるイベントを開催しました。 ○国民スポーツ大会ライフル競技が大分県立庄内屋内競技場で開催されることに伴い、「由布市わくわくスポーツDAY」を同時開催し、モルック大会やスケートボード体験など、様々な世代が参加できるイベントを開催しました。 ○3月16日に、33回目の開催となる「ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会」を実施しました。また、ラジオやテレビ出演などにより、積極的な広報活動を行いました。		
【課題】 各イベントの参加について、幅広い年代の方に参加してもらうため、親子や高齢者でも参加できるよう、実施内容の工夫や積極的な情報提供が必要です。		
【今後の取組】 ○これまで同様「ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会」を市民の健康づくりと親睦に繋がるスポーツ大会と位置付け、支援します。 ○軽スポーツ体験など、幅広い世代の方が参加できるイベントを検討します。		
【内部評価：B】 ○「ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会」の周回数を減らしたことで、初心者や少人数でも参加しやすくなり、参加チーム数の増加に繋がりました。 ○国民スポーツ大会と合同開催した「由布市わくわくスポーツDAY」での様々な体験が、スポーツを始めるきっかけづくりに繋がりました。		

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

既存の大会を工夫することで参加者数の増や、スポーツを始めるきっかけ作りに繋がった点が評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	VI	競技スポーツの振興
【方針の概要】 ★市民スポーツ大会や県民スポーツ大会等、競技スポーツの大会で好成績が得られるよう、スポーツ協会等の活動を支援します。 ★学校やスポーツ関連団体との連携を密にして、選手の発掘等を行うとともに、組織の拡充を図りながら競技力の向上を目指します。 ★競技スポーツの国際大会や全国大会等に出場する、由布市出身の選手を支援します。 ★世界で活躍するトップアスリートや指導者を招いて交流会や研修会等を開催し、参加した選手や指導者が高いレベルを身近に体験することで、個々の技術力向上と競技スポーツの普及に繋げて行きます。 ★スポーツ指導に関する研修会等を実施し、指導者の技術向上に努めます。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○市民スポーツ大会は、主日程を7月7日とし、19の種目で開催しました。県民スポーツ大会では、由布市は軟式野球で初優勝を果たすなど、団体5種目、個人3名と1ペアが優勝し、総合成績は第7位で、B部の第2位となりました。 ○各種大会出場補助金交付要綱に基づき、全国競技大会等に出場した選手に補助金等を交付しました。 ・全国大会出場経費補助 個人：22件 ・全国大会等出場激励金 団体：8件 個人：65件 ○県民スポーツ大会において、各競技部に総合型地域スポーツクラブ登録制度※1やふるさと制度※2の周知を行い、計18名の市外在住選手を発掘・選出しました。 ※1 大分県民スポーツ大会の参加資格の一つで、活動する総合型クラブの所在都市からの出場を可能とするものです。 ※2 大分県民スポーツ大会の参加資格の一つで、卒業した小学校または中学校の所在都市からの出場を可能とするものです。		
【課題】 県民スポーツ大会や他の大会において、継続的な出場を果たすため、また、好成績が得られるよう、選手・指導者への更なる支援や、総合型地域スポーツクラブ等と連携した新たな選手の発掘を行う必要があります。		
【今後の取組】 ○スポーツ協会に属する各競技部のスポーツ大会での活躍に向け、練習環境の提供、また、総合型地域スポーツクラブ等との連携を継続します。 ○全国大会等に出場する選手に対し、激励金及び出場に伴う経費に対して補助金を交付します。		

【内部評価：B】

○県民スポーツ大会では、競技力の向上のため、各競技部に対し体育施設の無料貸し出しなどを実施したことで、B部の第2位という結果に繋がりました。

○全国競技大会等に出場した選手に対し、激励金及び出場に伴う経費に対して補助金を交付したことで、活動を支援することができました。

○ライフル射撃競技において、合宿誘致事業で韓国代表チームを誘致し、世界トップレベルの選手とともに競技力の向上に努めました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○県民スポーツ大会では、一昨年のC部優勝に続き、B部2位の好成績を残したことは評価できる。

○ライフル射撃競技強化のため、韓国代表チームを誘致するなど、世界トップレベル選手との交流により、競技力の向上を図ったことは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

教育委員会の活動

(1) 教育委員会の制度の概要

- ・教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関であり、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村に設置されています。
- ・教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行します。

(2) 教育委員会の構成

- ・教育委員会は、原則、教育長及び4人の委員で組織され、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。
- ・教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。
- ・教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ指名された委員（教育長職務代理者）がその職務を行います。

	氏 名	任 期
教育長	橋本 洋一	令和 6 年 1 1 月 1 9 日～令和 9 年 1 1 月 1 8 日
教育委員 ※	高橋 知佳	令和 4 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 1 1 月 1 8 日
教育委員	佐藤 式男	令和 4 年 1 1 月 1 9 日～令和 8 年 1 1 月 1 8 日
教育委員	河野 富美恵	令和 5 年 1 1 月 1 9 日～令和 9 年 1 1 月 1 8 日
教育委員	下村 未央	令和 6 年 1 1 月 1 9 日～令和 1 0 年 1 1 月 1 8 日

(※教育長職務代理者)

(3) 教育委員会の会議

- ・教育委員会は、合議制の執行機関です。多様な属性を持った複数の委員の合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行います。
- ・月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催します。

令和6年度 会議開催状況

日 程	議案等（計63件）
令和6年 4月23日 定例会	・区域外就学（園）の許可について（専決分） ・特認校制度による入学許可について ・由布市教育委員会補正予算案について（6月市議会：査定前） ・学校訪問について

日 程	議案等（計 63 件）
令和 6 年 5 月 28 日 定例会	・ 由布市立幼稚園、小・中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について ・ 由布市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規程の一部改正について ・ 由布市フッ化物洗口事業実施要綱の一部改正について ・ 由布市教育委員会補正予算案について（6 月市議会：査定後）
令和 6 年 6 月 27 日 定例会	・ 由布市スポーツ推進審議会委員の任命について ・ 区域外就学（園）の許可について（専決分） ・ 由布市教育委員会事務の管理・執行状況に関する点検・評価報告書について
令和 6 年 7 月 30 日 定例会	・ 区域外就学（園）の許可について ・ 令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択について ・ 由布市教育委員会事務の管理・執行状況に関する点検・評価報告書について ・ 由布市教育委員会補正予算案（9 月市議会：査定前）について
令和 6 年 8 月 27 日 定例会	・ 区域外就学（園）の許可について（専決分） ・ 由布市教育委員会事務の管理・執行状況に関する点検・評価報告書について ・ 由布市教育委員会補正予算案（9 月市議会：査定後）について
令和 6 年 9 月 26 日 定例会	※議案等なし（報告事項のみ）
令和 6 年 10 月 29 日 定例会	・ 区域外就学（園）の許可について（専決分） ・ 由布市民運動場条例等の一部改正について ・ 由布市学校児童生徒就学援助規則の一部改正について ・ 由布市教育委員会公印及び電子公印規程の一部改正について ・ 由布市立小学校特認校実施要綱の一部改正について ・ 区域外就学（園）の許可について ・ 由布市教育委員会補正予算案について ①市議会第 2 回臨時会 11 月補正予算（査定前） ②市議会第 4 回定例会 12 月補正予算（査定前）
令和 6 年 11 月 19 日 定例会	・ 区域外就学（園）の許可について（専決分） ・ 由布市学校給食用物資納入業者登録要綱の一部改正について ・ 区域外就学（園）の許可について ・ 特認校制度による入学許可について ・ 由布市教育委員会補正予算案について - 市議会第 4 回定例会 12 月補正予算（査定後）

日 程	議案等（計 63 件）
令和 6 年 12 月 17 日 定例会	・ 由布市挟間健康文化センター条例の一部改正について ・ 由布市指定史跡名勝天然記念物指定解除について ・ 区域外就学（園）の許可について ・ 令和 7 年度由布市教育方針（案）について ・ 令和 7 年度由布市教育委員会当初予算（案）について
令和 7 年 1 月 28 日 定例会	・ 区域外就学（園）の許可について（専決分） ・ 由布市学校給食費管理条例の制定について ・ 由布市川西児童体育館条例の廃止について ・ 由布市立学校管理規則の一部改正について ・ 由布市立図書館管理運営規則の一部改正について ・ 由布市民運動場条例施行規則等の一部改正について ・ 区域外就学（園）の許可について ・ 令和 7 年度由布市教育方針（案）について ・ 令和 7 年度由布市教育委員会当初予算（案）について ・ 令和 7 年度由布市教育委員会補正予算（案）について
令和 7 年 2 月 18 日 定例会	・ 区域外就学（園）の許可について（専決分） ・ 由布市学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について ・ 由布市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について ・ 由布市教育委員会事務局組織規則の一部改正について ・ 特認校制度による入学許可について ・ 令和 6 年度由布市教育委員会補正予算（案）について
令和 7 年 2 月 28 日 臨時会	・ 由布市立学校教職員人事異動について
令和 7 年 3 月 25 日 定例会	・ 区域外就学（園）の許可について（専決分） ・ 由布市立幼稚園の組織及び運営に関する規則の一部改正について ・ 由布市公民館条例施行規則の一部改正について ・ 由布市挟間健康文化センター条例施行規則の一部改正について ・ 由布市教育委員会マイクロバス運行管理規程の制定について ・ 由布市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱の制定について ・ ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会実行委員会事業補助金交付要綱の制定について ・ 由布市立幼稚園代替教諭に関する要綱の廃止について ・ 学校運営協議会設置校の再指定について ・ 学校運営協議会委員の任命について ・ 区域外就学（園）の許可について

(4) 教育委員の自己研鑽（研修会等）

日 程	内 容
令和6年 5月21日	大分県市町村教育委員会連合会総会・研修会（大分市）

(5) 教育委員のその他の活動

令和6年度 学校行事参加状況

日 程	行 事
令和6年 4月 9日	由布市立中学校入学式（3校）
令和6年 4月10日	由布市立小学校入学式（10校）
令和6年 4月11日	由布市立幼稚園入園式（4園）
令和7年 3月 7日	由布市立中学校卒業式（3校）
令和7年 3月18日	由布市立幼稚園卒園式（4園）
令和7年 3月19日	由布市立小学校卒業式（7校）
令和7年 3月21日	由布市立小学校卒業式（3校）

令和6年度 その他行事参加状況

日 程	行 事
令和6年 4月 2日	教職員辞令交付式
令和6年10月24日	教育研究協議会指定公開研究発表会（湯布院中学校）
令和6年11月 1日	「おおいた教育の日」推進由布大会（はさま未来館）
令和6年11月 3日	文化の日功労者表彰式
令和6年11月19日	第1回総合教育会議
令和6年11月23日	生涯学習・社会教育振興大会
令和6年12月 7日	人権を大切に作る市民の集い
令和7年 1月 6日	新春互礼会
令和7年 1月12日	二十歳の集い

令和6年度 学校施設訪問実施状況

日 程	訪 問 先
令和6年 5月29日	谷小学校、由布院幼稚園
令和6年 5月30日	川西小学校、由布川小学校
令和6年 6月 5日	西庄内小学校、西庄内幼稚園
令和6年 6月 6日	学校給食センター、東庄内小学校
令和6年 7月 1日	挾間中学校、挾間小学校
令和6年 7月 2日	挾間幼稚園、由布川幼稚園、石城小学校
令和6年 7月 3日	庄内中学校、由布院小学校
令和6年 7月 4日	阿南小学校、塚原小学校
令和6年 7月 5日	湯布院中学校
令和6年 7月 9日	由布高等学校、教育支援センターコスモス